

議事日程第1号

平成25年5月8日(水)

- 第1 議席の指定
 - 第2 会期の決定
 - 第3 会議録署名議員の指名
 - 第4 議案上程(議案第43号から第47号まで及び報告第3号から第5号まで)
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第5 議案上程(議案第48号)
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第6 男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(1人)

17番 戸部幸晴

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本光
主席主査	湊智志

主 査 杉 本 一 也
主 査 武 田 健 一

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊 比 古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	船 木 道 晴
産業建設部長	渡 辺 敏 秀	教 育 次 長	小 玉 一 克
企 業 局 長	佐 藤 稔	総務企画課長	原 田 良 作
海フェスタ推進室長	加 藤 秋 男	財 政 課 長	目 黒 重 光
税 務 課 長	佐 藤 盛 己	生活環境課長	渡 部 源 夫
子育て支援課長	天 野 綾 子	福祉事務所長	鈴 木 金 誠
農林水産課長	佐 藤 喜 代 長	観光商工課長	松 橋 光 成
建 設 課 長	三 浦 秋 広	下 水 道 課 長	千 田 俊 彦
若美総合支所長	蓬 田 司	病院事務局長	杉 山 武
会 計 管 理 者	石 川 静 子	学校教育課長	鈴 木 雅 彦
生涯学習課長	大坂谷 栄 樹	監査事務局長	笹 川 貞 俊
農委事務局長	中 田 和 彦	企業局管理課長	安 藤 恒 昭
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午前10時03分 開 会

○議長（吉田清孝君） これより、平成25年5月臨時会を開会いたします。
戸部幸晴君から欠席の届け出があります。

○議長（吉田清孝君） 議事に入る前に、去る4月7日執行の男鹿市議会議員補欠選挙において当選されました船木正博君をご紹介します。
船木正博君、ご登壇を願います。

【船木正博君 登壇】

○船木正博君 皆さん、おはようございます。

このたび、4月の補欠選挙において当選させていただきました船木正博でございます。皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

私、この場所に来るまで3年間の月日を過ごしてしまいました。今、改めてこの場所に再登壇できて、とてもうれしく感激的であります。

この3年間、いろいろ経験させていただきました。その経験をもとに、これからまた議員活動にいそしんでまいりたいと思っております。

まずは、市民の立場で物事を考え、そして行動し、発言してまいりたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻、そして、おつきあいのほどを、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、私の当選のご挨拶とさせていただきます。

どうもよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、ご紹介を終わります。

○議長（吉田清孝君） この際、議事の進行上、仮議席の指定をいたします。

ただいまご紹介いたしました船木正博君の仮議席は、ご着席の議席を指定いたします。

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、船木正博君を18番に指定いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

5番三浦利通君、6番佐藤巳次郎君を指名いたします。

日程第4 議案第43号から第47号まで及び報告第3号から第5号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第43号から第47号まで及び報告第3号から第5号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第43号 平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

議案第44号 平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

- 議案第 4 5 号 男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 4 6 号 男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 報告第 3 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- 報告第 4 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- 報告第 5 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成 2 5 年 5 月臨時会を招集いたしましたところ、ご多用の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、条例及び補正予算の専決処分など 9 件ありますが、その提案理由の説明に先立ちまして、今後における施政方針の一端を申し述べさせていただきたいと存じます。

私はこのたび、市民の皆様からのご支援により、引き続き市政運営を担わせていただくことになりました。改めてその責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。

地方自治の原点は、住民の福祉の増進を図ることを基本としております。市は、住民生活に最も身近な基礎自治体として、行政需要に的確に対応していかなければなりません。

私は、平成 2 1 年 4 月に市長就任以来、活力ある地場産業の構築と思いやりの心で創り上げる「教育・観光・環境が豊かな文化都市」を目指し、地場産業の振興、健全な自治体経営、男鹿みなと市民病院の経営健全化、教育の振興などに取り組んでまいりました。

2 期目にあたり、これまでの基本姿勢とともに、次に述べる 3 点について重点的に

取り組んでまいります。

第1点は、行財政改革の推進であります。

本市を取り巻く人口減少や少子高齢化の進行などに対応するため、財政基盤の強化、効率的な行政運営が求められております。

現行の第2次男鹿市行政改革大綱は、平成22年度から26年度までの5カ年ですが、1年前倒しで見直しし、第3次行政改革大綱を策定いたします。

行財政改革による歳出の徹底した削減とあわせ、再生可能エネルギー事業など民間の設備投資により見込まれる固定資産税や市有財産の有効利用等で自主財源を確保し、財政の健全化に努めてまいります。

また、皆様からさらに信頼される男鹿みなと市民病院を目指すために、医師等修学資金貸与制度などによる医療従事者の充実と良質な医療を確保し、経営健全化計画の達成を図ってまいります。

第2点は、教育・観光であります。

教育環境の整備については、光通信を活用した学習教室や、引き続き学校支援員の配置、小学生の体力向上の推進などの事業を展開するとともに、子供たちの安全を最優先に校舎の耐震補強工事を進めてまいります。

また、新装なった男鹿総合運動公園球技場の利活用を図るなど、市民の皆様から気軽に利用していただき、日常生活に運動が組み込まれ、健康づくりに結びつくよう努めるとともに、市民プールやB&Gプールの改修を検討してまいります。

観光の振興につきましては、スポーツや文化の大会、合宿、教育旅行、会議などを誘致し、交流人口の増加による経済波及効果の創出を図ってまいります。

また、新たな観光資源としてのジオパークの活用と世界認定に向けての整備を進めてまいります。

第3点は、環境・防災であります。

市内では、現在、民間事業者による風力と太陽光の発電事業に向けて工事が進められておりますが、この他にも同様の発電事業の計画があると伺っており、これらについても積極的に支援してまいります。

また、森林整備に結びつく木質バイオマスにおいても、その可能性を探ってまいります。

男鹿市地域防災計画については、災害に強いまちづくりを進めるため、秋田県地域防災計画との整合を図りながら見直ししてまいります。

施策、事業の推進にあたりましては、市民、議会と一体となり、効率的な行政運営に努めてまいります。

議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、本日の秋田さきがけ新報に本市の災害弔慰金に関する条例が未改正とされる記事が掲載された件についてであります。

男鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例では、災害弔慰金を支給する遺族として、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項の遺族の範囲と規定していることから、兄弟姉妹もその範囲に入っております。

しかしながら、条例の中に同順位の遺族について順序を規定している条文があり、この中に兄弟姉妹が規定されていなかったというものであります。

このため、6月定例会に条例の一部改正について提案したいと存じます。

市民、議会の皆様には、ご心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

次に、海フェスタについてであります。

本年7月13日から「海フェスタおが」が開催されます。

航空自衛隊ブルーインパルス of 展示飛行、帆船「日本丸」と「海王丸」の一般公開やセイルドリル、海上保安庁巡視船「ざおう」の体験航海、加山雄三コンサート、北前船寄港地フォーラムなどを実施してまいります。

海フェスタを通じて、海と港のにぎわい創出に取り組み、男鹿市は三方が海に開かれているということを全国にアピールしてまいります。

次に、なまはげ館のリニューアルについてであります。

3月30日にリニューアルオープンした「なまはげ館」と新設した「里暮らし体験塾」の4月の入館者数は6千673人で、前年同期と比較して36.7パーセント増加しております。

次に、男鹿総合運動公園球技場についてであります。

4月14日には、竣工式典と合わせて秋田ノーザンブレッツとブラウブリッツ秋田を講師に迎えてのラグビー・サッカー教室を開催いたしました。

また、男鹿工業高校対秋田工業高校のラグビーと男鹿海洋高校及び男鹿工業高校の合同チーム対秋田商業高校のサッカーをオープン記念試合として行っております。

次に、災害時の協力・応援に関する協定の締結についてであります。

市では、4月25日に、秋田銀行及び北都銀行と「男鹿市における災害協力に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、市と両銀行が連携・協力し、本市において地震、その他の災害が発生した場合、災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時においても防災意識向上のための活動を行うことを目的としたものであります。

また、今月16日には、本市から震災復興支援のため職員を派遣している宮城県多賀城市と「災害時相互応援に関する協定」を締結することとしております。本市と県外の自治体とが締結する初の災害に関する協定となるものであります。

次に、男鹿水族館G A Oについてであります。

4月20日に「ひれあし's 館」がオープンし、今月1日からはホッキョクグマの子供の一般公開が始まっております。

次に、チャレンジデーについてであります。

市民の健康づくりや地域の連携を図ることを目的に、昨年度から参加いたしました。今年度は、今月29日の水曜日に、大分県の豊後大野市と対戦いたします。

市民の皆様からチャレンジデーの趣旨をご理解いただき、積極的な参加をお願いするものであります。

次に、大相撲男鹿場所についてであります。

8月2日の開催に向けて、今月1日から9日まで、チケットの先行予約を行っており、今月10日からは一般販売されることとなっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第43号平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成25年3月定例会以降、平成24年度地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第44号平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分に

ついてであります。

本議案は、本年4月7日執行の男鹿市議会議員補欠選挙に要する経費の予算措置について、平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第45号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の適用要件等の拡充及び国民健康保険税における特定世帯等に係る軽減特例措置の延長など、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第46号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、適用期間の延長及び取得価格要件の見直しなど、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第47号平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、男鹿山温泉供給装置故障に伴う温泉開発事業として、調査費を措置したもので、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、補正後の予算総額を159億560万円とするものであります。

次に、報告第3号、報告第4号及び報告第5号の和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本3件は、除雪作業中の事故及び公用車運転中の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の説明を求めます。

議案第43号から第47号までについて、山本総務企画部長の説明を求めます。山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） おはようございます。

私からは、議案第43号から議案第47号までについて一括して補足説明をさせていただきます。

はじめに、議案第43号平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

本補正予算は、平成25年3月定例会以降、歳入においては、地方交付税及び市債等が確定したこと、また、歳出においては、歳入の確定に伴う財源振替のほか、財政調整基金への積立金などについて措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたびご承認賜りたいというものでございます。

まず、条文の第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ8千631万3千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ181億2千133万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと10.4パーセントの増となっております。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正は第2表で、次のページをご覧願います。第3条の市債の補正は第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをご覧願います。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。2款地方譲与税は3千763万2千円の減額ですが、1項地方揮発油譲与税は1千268万1千円の減額、2項自動車重量譲与税は2千495万1千円の減額であります。

6款1項地方消費税交付金は1千397万9千円の減額であります。

11款1項地方交付税は3億1千540万円の追加で、特別交付税であります。

15款国庫支出金2項国庫補助金は2千998万7千円の追加で、市町村道除雪事

業費補助金及び学校施設環境改善交付金などであります。

16款県支出金2項県補助金は383万3千円の追加で、漁業生産施設等復旧事業費補助金であります。

19款1項繰入金は3億4千552万2千円の減額で、財政調整基金及び教育施設整備基金繰入金であります。

22款1項市債は3千840万円の減額であります。後ほど第3表市債補正で説明申し上げます。

以上の結果、歳入合計は8千631万3千円を減額し、予算の総額を181億2千133万円といたすものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源68.4パーセント、特定財源31.6パーセントであります。

4ページをお開き願います。

次に、歳出であります。

3款民生費2項児童福祉費は577万9千円の減額で、子育て住宅リフォーム助成事業費補助金であります。

4款衛生費5項水道費は2千64万7千円の減額で、滝の頭貯水池整備事業出資金であります。

6款農林水産業費1項農業費3項水産業費及び4項漁港整備費は、ともに財源補正であります。

7款1項商工費は財源補正であります。

8款土木費は4千615万3千円の減額であります。2項道路橋りょう費は2千190万円の減額で、除排雪業務委託料及び除雪機械の借上料などあります。

3項河川費は119万8千円の減額で、滝川河川改修工事費などあります。

5項住宅費は2千305万5千円の減額で、住宅リフォーム助成事業費補助金であります。

10款教育費は1千373万4千円の減額であります。次のページの3項小学校費は1千373万4千円の減額で、払戸小学校校舎大規模改造工事費及び屋内運動場耐震補強大規模改造工事費などあります。

4項中学校費は財源補正であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧は、財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 8 千 6 3 1 万 3 千円を減額し、予算の総額を 1 8 1 億 2 千 1 3 3 万円といたすものであります。これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費 5 9 . 3 パーセント、投資的経費 1 7 . 6 パーセント、その他の経費 2 3 . 1 パーセントであります。

次のページをお開き願います。

第 2 表は繰越明許費の追加であります。7 款 1 項商工費男鹿山温泉供給装置修繕事業は 6 9 3 万 1 千円、8 款土木費 3 項河川費、急傾斜地崩壊対策事業費負担金は 2 7 5 万円を、それぞれ予算繰越措置をいたすものであります。

次のページの第 3 表は市債の変更であります。事業費の確定に伴う補正で、起債の目的と限度額について申し上げます。

ジオパーク推進事業は 3 0 万円を減額し 4 5 0 万円に、県営漁港事業は 1 0 万円減額し 1 千 7 7 0 万円に、基幹水利施設ストックマネジメント事業は 1 0 万円減額し 6 4 0 万円に、払戸小学校整備事業は 1 千 8 0 万円減額し 9 千 9 2 0 万円に、なまはげ館整備事業は 2 千 2 4 0 万円減額し 2 億 8 千 3 8 0 万円に、男鹿東中学校施設整備事業は 2 0 万円減額し 2 億 3 千 7 3 0 万円に、社会資本整備総合交付金事業は 4 3 0 万円減額し 8 千 3 7 0 万円に、災害防止事業は 1 0 万円減額し 2 6 0 万円に、現年公共土木施設災害復旧事業は 1 0 万円減額し 1 千 6 0 0 万円に、それぞれ変更いたすものであります。

以上により、本補正予算における市債は 3 千 8 4 0 万円の減額で、市債合計は 2 0 億 5 千 2 9 万 7 千円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第 4 3 号平成 2 4 年度一般会計補正予算（第 1 1 号）の説明を終わります。

次に、議案第 4 4 号平成 2 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分についてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の 1 ページをご覧ください。

本補正予算は、平成 2 5 年 4 月 7 日執行の男鹿市議会議員補欠選挙に要する経費の予算措置について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたびご承認賜りたいというものであります。

まず、条文の第 1 条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千 2 1 0 万円を追加し、

予算の総額を歳入歳出それぞれ159億210万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと0.1パーセントの増となっております。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。19款1項繰入金は1千210万円の追加で、財政調整基金からの繰入金であります。

以上の結果、歳入合計は1千210万円を追加し、予算の総額を159億210万円といたすものであります。

4ページをお開き願います。

次に、歳出であります。

2款総務費4項選挙費は1千210万円の追加で、市議会議員補欠選挙に要する経費であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様1千210万円を追加し、予算の総額を159億210万円といたすものであります。

以上をもちまして、議案第44号平成25年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第45号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願いたいと存じます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等の執行に伴うもので、主な改正点についてご説明申し上げます。

市税条例においては、1点目として、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、住宅を居住の用に供する適用期限を平成29年12月31日まで延長するとともに、控除限度額の上限額を5万8千500円から8万1千900円に引き上げたこと、2点目として、延滞金等の利率が見直され、延滞金については納期限後1カ月以内4.3パーセントを3.0パーセントに、1カ月を超えた場合は14.6パーセントを9.3パーセントに、還付加算金については4.3パーセントを2.0パー

セントに引き下げられたこと、3点目として、大規模な地震に備えるため都市再生特別措置法に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税の課税標準とすべき割合を3分の2としたこと、また、国民健康保険税条例においては、社会保障及び税の一体改革を推進するため、国民健康保険税に係る特例措置等の改正が行われ、国民健康保険加入世帯において2人世帯で一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国民健康保険に残った世帯を特定世帯として、移行後5年目までの間、世帯別平等割額を2分の1軽減するとした措置に加え、激変緩和措置として移行後6年目から8年目までの3年間に限り、特定継続世帯として同平等割額を4分の1軽減するとした特例措置が設けられたことなどにより所要の改正を行う必要があることから、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

次に、議案第46号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例及び男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、議案書の15ページをご覧くださいと存じます。

本議案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴うもので、主な改正点についてご説明申し上げます。

1点目として、過疎地域及び半島地域における地方税の課税免除及び不均一課税の適用期限を2年間延長し、平成27年3月31日までとされたこと、2点目として、半島地域における固定資産税の特例措置に係る対象資産の取得価格を、これまでの2千700万円を超えるものから500万円以上に引き下げられたことなどにより、所要の改正を行う必要があることから、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

なお、お手元に配付しております新旧対照表につきましては、後ほどご覧くださいと存じます。

次に、議案第47号平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ159億560万円といたすものであります。この予算規

模は、当初予算に比較しますと0.1パーセントの増となっております。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。19款1項繰入金は350万円の追加で、財政調整基金からの繰入金であります。

以上の結果、歳入合計は350万円を追加し、予算の総額を159億560万円といたすものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源74.9パーセント、特定財源25.1パーセントであります。

4ページをお開き願います。

次に、歳出であります。

7款1項商工費は350万円の追加であります。温泉開発調査業務委託料であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様350万円を追加し、予算の総額を159億560万円といたすものであります。これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費66.7パーセント、投資的経費7.1パーセント、その他の経費26.2パーセントであります。

以上をもちまして、議案第43号から議案第47号までについて一括して補足説明をいたしました。ご審議の上、ご可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第43号から第47号までを一括して採決いたします。本5件については、原案のとおり可決及び承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から第47号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

日程第5 議案第48号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第5、議案第48号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長。

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第48号教育委員会委員の任命についてであります。本議案は、本市教育委員会委員の清水富貴子氏が今月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたいというものであります。

ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第48号教育委員会委員の任命について採決いたします。清水富貴子氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって本件については、同意することに決しました。

日程第6 男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(吉田清孝君) 日程第6、男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

男鹿市選挙管理委員会委員に佐藤龍雄氏、浅野光男氏、杉本和夫氏、佐藤晴樹氏を指名いたします。

また、欠員が生じた場合の補充員として、江畑諒公氏、西村恵子氏、天野慶悦氏、渡部貢氏の順序で指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を男鹿市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤龍雄氏、浅野光男氏、杉本和夫氏、佐藤晴樹氏が男鹿市選挙管理委員会委員に当選されました。

また、江畑諒公氏、西村恵子氏、天野慶悦氏、渡部貢氏の順序で補充員に当選されました。

以上、告知いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて5月臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時48分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 三 浦 利 通

議 員 佐 藤 巳 次 郎

